

## YOURMIRAI ワールド・リゾート

### 第4期決算および分配金のお支払いについて



平素は「YOURMIRAI ワールド・リゾート」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2018年8月1日に第4期決算を迎えたのでご報告いたします。

#### 分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは、分配対象額の範囲内で、計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。当期の分配金は、決算日の基準価額水準、分配対象額を勘案し、1,100円（1万口当たり、税引前）といたしました。決算日の基準価額は10,039円となりました。

決算	2015/8/3	2016/8/1	2017/8/1	2018/8/1	設定来累計 (8月1日まで)
	第1期	第2期	第3期	第4期	
分配金 (対期末基準価額比率)	1,300円 (13.0%)	0円 (0.0%)	1,190円 (14.7%)	1,100円 (11.0%)	3,590円 (35.9%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	14.8%	-20.7%	38.7%	11.4%	40.6%

（注1）「対期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

（注2）騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

#### 分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

#### 基準価額の推移



（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果、分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がある場合があります。また、換金時にも費用・税金などかかる場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

## 日本でIR実施法が成立

- 統合型リゾート（IR : Integrated Resort）とは、カジノ、国際会議場、ホテル、娯楽施設、ショッピングモール等が一体となった、**複合型観光・商業施設**です。統合型リゾートは、その都市や観光地の魅力を高め、観光客・ビジネス客の増加が見込まれます。また、運営企業等の収益拡大だけでなく、地域経済の活性化、雇用の増加などの効果が期待されます。
- 世界、特にアジアでは統合型リゾートの相次ぐ拡張・開業が予定されており、**日本でも統合型リゾートを開業するためのIR実施法（特定複合観光施設区域整備法）が2018年7月に成立**しました。
- 統合型リゾート開業に向けて、主要カジノ関連会社は日本進出への意欲を示しています。日本国内では、大阪府・大阪市や北海道など多くの自治体が誘致合戦を本格化しています。開業前には建設業などのインフラ関連、開業後は小売業や飲食業、サービス業など幅広い業界への恩恵が期待されます。

### 日本の「統合型リゾート」開業までの流れ



### 日本のIR候補地例



(出所) 各種資料等を基に三井住友アセットマネジメント作成

※ 上記は当資料作成時点のものであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## 今後の運用方針

### <運用方針>

- 国別・地域配分では、2020年のオリンピック・パラリンピックに向け更にインバウンド旅行者増が期待され、IR実施法案が成立した国内株式の組入比率を高めに維持する方針です。投資テーマ別では、引き続き、マカオ・カジノ関連など統合型リゾート銘柄の組入れを高位に維持します。

※上記の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

## ファンドの特色

1. 主として日本を含む世界の株式等の中から、統合型リゾートやテーマパーク・ホテルなどに関連する企業の銘柄に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
  - DR（預託証書）、上場不動産投資信託（リート）などに投資する場合があります。
2. 各企業の事業展開や収益構造等を総合的に判断して投資候補銘柄を選別し、成長性、財務健全性および流動性等に配慮してポートフォリオを構築します。
  - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
4. 年1回（原則として毎年8月1日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
  - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主に内外の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### ■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかつたり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 投資リスク

## その他の留意点

## 〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これら的情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## お申込みメモ

## 購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## 購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払ください。

## 換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いたします。

## 信託期間

2014年8月1日から2021年8月2日まで

## 決算日

毎年8月1日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## お申込不可日

ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料

購入価額に3.24%（税抜き3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 信託財産留保額

ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年1.674%（税抜き1.55%）の率を乗じた額です。

- その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 謹渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（謹渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

### 委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ： <http://www.smam-jp.com>

電話番号： 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時

### 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

### 販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

## 販売会社

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	備考
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○				
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	

## 【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他的一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。